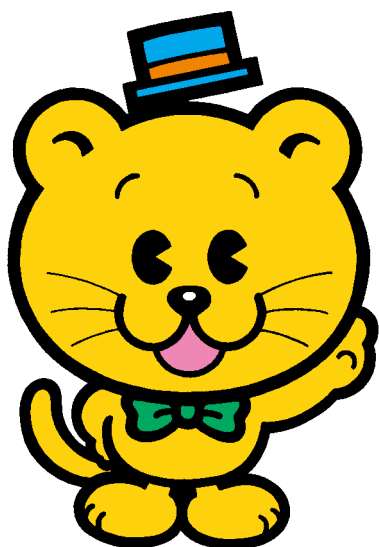


生かそうよ

あなたの権利と 大事な意見



4月10日(日)は千葉県議会議員選挙、4月24日(日)は成田市議会議員選挙の投票が行われる予定です。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票に参加しましょう。

成田市で投票できる人

投票ができるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○平成3年4月11日までに生まれた人

○平成22年12月31日に成田市に住民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入届け出の済んでいる人)で、投票日まで千葉県内の市区町村に住んでいる人(県内に転出した人は、転出先の市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいること」の証明書)の提示が必要です。県外に転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

成田市議会議員選挙

○平成3年4月25日までに生まれた人

○平成23年1月16日に成田市に住民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入届け出が済んでいる人)で、引き続き投票日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

入場整理券は封書で有権者に

入場整理券は、封筒1通に6人までの有権者氏名が記載されています。

入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などを有権者にお知らせし、投票所での受け付けがスムーズに行われるよう送っているもので、投票用紙の引き換え券ではありません。

万が一、入場整理券が届かなかったり、紛失してしまった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所に来てください。

入場整理券は、千葉県議会議員選挙は4月1日(金)に、成田市議会議員選挙は、4月18日(月)に発送する予定です。

配達完了するには発送日から3〜4日程度掛かります。また、郵便仕分けなどの都合で隣り近所

や同一世帯でも届く日が異なる場合があります。

選挙公報は4月6日と20日に新聞に折り込みます

各選挙の立候補者を知ってもらうための「選挙公報」を次の7紙の朝刊に折り込みます。

朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

千葉県議会議員選挙は、4月6日(水)に、成田市議会議員選挙は、20日(水)に「選挙公報」を折り込む予定です。

これらの新聞を購読していない人や、届かなかった場合は、次の施設に置いてありますので、それ

を利用するか、市選挙管理委員会に連絡してください。

選挙公報を置いてある施設

市役所1階行政資料室、下総・大栄支所、保健福祉館、公民館(中央・成田・公津・八生・郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造・下総・大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、成田遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

立候補を予定している人は説明会へ

4月24日(日)に行われる成田市議会議員選挙に立候補を予定してい

る人を対象に、「立候補予定者説明会」を行います。

立候補を予定している人、またはその代理人はぜひ出席してください。

会場の都合上、説明会への出席者は1候補者につき2人以内でお願いします。

日時 3月11日(金) 午後1時30分

会場 市役所6階大会議室

持ち物 筆記用具

投票日に用事のある人は

期日前投票を

投票日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

千葉県議会議員選挙

4月2日(土)～9日(土)の毎日

成田市議会議員選挙

4月18日(月)～23日(土)の毎日

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票できる人 投票日に、

仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

期日前投票所

市役所4階期日前投票所

保健福祉館下総分館(下総支所)

1階期日前投票所

大栄支所1階期日前投票所

病院などに入院中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。

市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

身体に障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票ができる人

身体障害者手帳を持っている人

両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級または2級の人

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいがある1級または3級の人

免疫・肝臓の障がいがある1級から3級までの人

両下肢などの障がいがある右記の程度に当てはまることを知事が証

明した人

戦傷病者手帳を持っている人

両下肢、体幹の障がいがある特別項症から第2項症までの人

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいがある特別項症から第3項症までの人

両下肢などの障がいがある右記の程度に該当することについて知事が証明した人

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人

申請の手続き

申請は選挙に関係なく、いつでも受け付けていますので早めの手続きしてください。

① 申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

② 後日、「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます

代理記載制度もあります

郵便などによる不在者投票ができる人で、さらに次の要件に当てはまる人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます

す。

身体障害者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」と記載されている人

戦傷病者手帳を持っている人で、手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで」と記載されている人

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時15分からフィットネスハウス・アリーナで行われます。

投票日は市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp>)でも、投票・開票の速報を掲示しています。

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22-11111内線3152)へ。

お知らせ

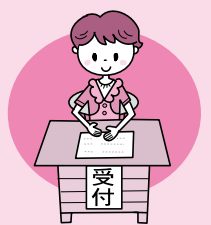
4月10日(日)・24日(日)は選挙以外のフィットネスハウス・アリーナの利用はできませんので注意してください。
※くわしくはサウンドハウス・スポーツセンター・フィットネスハウス・アリーナ(☎26-7251)へ。

*施設名は15ページをご覧ください

期日前投票手続き

①「受付」

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に書きます



②「投票用紙の交付」

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます



③「投票」

記載台で候補者の氏名を書いて、投票用紙を直接投票箱に入れます
(注)投票の際は、入場整理券を持ってきてください

